

平成17年度第4回静岡県国民保護協議会

議 事 録

日 時 平成18年2月9日(木)
午後3時00分から
場 所 静岡県庁別館2階
第一会議室
出席者 会長及び委員合計47名のうち41名が出席

(開始時刻 午後3時00分)

知事挨拶

皆様方には大変ご多用な中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。国民保護計画の作成に当たりましては、これまで3回の協議会を開催し、色々貴重なご意見を頂戴してまいりました。

また、県内の市、町、消防、指定公共機関及び指定地方公共機関からご意見を頂戴するとともに、パブリック・コメントを実施して、県民からの意見も募集してまいりました。さらに、国と事前相談を行いまして、関係省庁からも様々なご意見をいただきました。

これらのご意見を踏まえて、本日お示しする県計画(案)を取りまとめたわけでございます。是非よろしくご審議をいただきたいと思います。

世界を見回しますと、相変わらずテロあるいは地域紛争が絶えません。この国民保護計画も本当は発動するような事態に至らないことを期待するわけでありませぬけれども、何が起こるか分からないのが世の中であります。皆様方のお知恵をいただいて、立派な国民保護計画がまとまり、これを基に必要な訓練を積み重ねて、いざ何か事態が起こった時には、被害をあるいは悪い影響を最小限にとどめる、こういうことが必要かと思えます。今後ともよろしく願いたいと思えます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりまして一言申し上げてご挨拶に代える次第でございます。ありがとうございました。

議事録署名人の指名

<会長 石川 嘉延 静岡県知事>

静岡県国民保護協議会運営要領第4条の規定により、以下の2名を議事録署名人に指名する。

名古屋税関清水税関支署長	大西 彰	委員
財団法人静岡県消防協会長	古田 善司	委員

議 事

諮問事項

静岡県国民保護計画（案）について（資料1～4）

<曾田尚寿 県防災政策室副参事>

静岡県国民保護計画（案）について説明します。

まず、前回第3回国民保護協議会に諮問しました県計画案からの修正内容の主な内容につきまして説明いたします。

資料4、「第3回国民保護協議会に諮問した県国民保護計画（案）からの修正内容」の2ページをお開きください。国民保護措置に関する基本方針についてであります。本県におきましては長年培った防災に関する知識、経験等を国民保護措置の実施においても活かすことが、国民保護措置の的確かつ迅速な実施に当たって重要であると考えます。そのため、この旨を国民保護措置に関する基本方針として新たに盛り込むことといたしました。

次に9ページをお開きください。事前配備態勢の確立及び初動措置についてであります。県は、武力攻撃事態の認定前においては、国民保護法に基づく県国民保護対策本部を設置できないため、初動措置である事前配備態勢をとりませんが、事態認定後においても事前配備態勢を継続することから、前回計画案の44ページの1と（2）のところの表題、見出しを修正するとともに、県対策本部の設置前であっても事態認定後におきましては、退避の指示などの国民保護措置の実施に関する調整が行えることとなりますことから、その旨を新たに盛り込むことといたしました。

また、県対策本部を設置すべき県の指定の要請ですが、それについては初動措置において行うと考えられるため、前回計画案の46ページに（2）県対策本部を設置すべき県の指定の要請等という項目を記載しておりましたが、その部分の内容につきまして、9ページの今回計画案の（2）イの後段の部分に記載位置を変更し盛り込むこととしました。

11ページをお開きください。指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請についてであります。知事が市町長から県職員の派遣要請を受けた場合に、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める県職員を派遣する旨を新たに盛り込むことといたしました。

次に22ページをお開きください。消防等に関する指示及び枠組みについてであります。本県が被災した場合の知事の指示及び消防庁長官への要請に関する事項を盛り込んでおりましたが、本県が被災していない場合に他の都道府県への応援出動等の措置について、県内の市町長に指示する旨を新たに盛り込むことといたしました。また、次のページをお開きいただきたいと思います。分かりやすい表ということで(4)消防等に関する指示の枠組みの図を設けてございますが、本県が被災していない場合において、只今説明しました他の都道府県への応援出動の措置について、24ページの右側に新たに図示することといたしました。

以上、これらの内容につきまして、県計画案を修正いたしました。

次に資料1、「静岡県国民保護計画(案)のポイント」をご覧ください。先程、修正内容においても説明いたしましたが、県は東海地震対策をはじめとする防災行政に長年取り組んでおり、国民保護における住民の避難、救援の実施などは防災対策と共通するものと考えられます。このため、国民保護措置を本県が長年培ってきた防災に関する知識、経験等を活かし、的確かつ迅速に実施するとの基本的考え方及び職員による当直体制を整備するなど24時間即応体制の確立、あるいは円滑に救援を実施するため、市町長に救援の実施に関する事務の委任等について、県計画のポイントとして取りまとめました。

次に資料3、国民保護計画(案)の全体についてご説明いたします。資料3は県計画の全文でございますので、説明につきましては概要版を作っております。資料2をご覧ください。

概要の1ページをお開き願います。第1編は総論です。ここでは県の責務、基本方針などこの計画全体に関わること、県と一緒に国民保護措置を実施する国、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関の事務又は業務の内容、県内の地理的、社会的特徴及び県計画が対象とする武力攻撃事態あるいは緊急処理事態について定めております。

第1章の1、県の責務でございますが、県は武力攻撃事態等において国民保護法、その他の法令、政府の定めた基本指針及び県国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する

と規定しました。この責務を達成するために、この計画の中に必要な事項を盛り込むことといたしました。

第2章、基本方針のところでは、県は先程説明しましたように本県が長年培ってきた防災に関する知識、経験等を活かし、的確かつ迅速に国民保護措置を実施することといたしました。国民保護措置の実施に当たりましては、下のからにございますが、基本的人権の尊重、指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重及び国民保護措置に従事する者等の安全の確保などについて、特に留意することを計画の中に盛り込んでおります。

3ページをお開きください。第5章、県国民保護計画が対象とする事態でございます。想定される武力攻撃事態としては、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の4類型とし、又、緊急処理事態としましては、攻撃対象施設等による分類あるいは攻撃手段による分類の2分類といたしました。そして、それぞれの対応について明らかにするとともに、具体的なその特徴について計画の中に盛り込んだところでございます。

4ページをお開きください。第2編、平素からの備えや予防です。ここでは、平素における県の情報収集体制の整備、住民の避難や救援に関し予め準備、把握しておくべき事項、安否情報の収集、整理等のための体制整備、物資及び資機材の備蓄等について定めております。第1の1、職員の参集体制の整備です。県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動措置に万全を期するため、必要な職員を参集できる体制を整備します。また、事態の推移に速やかに対応しうるよう防災における体制を参考に職員による当直体制を整備するなど、24時間即応可能な体制を整備することとしました。市及び町におきましても、当直等の強化を図るなど24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準の整備を行うこととしました。

6ページをお開きください。第5、研修及び訓練でございます。県は、武力攻撃事態等における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、必要な研修及び訓練を実施することとし、その留意事項としまして国民保護措置と防災のための措置との間で共通する収容施設の運営あるいは避難住民等への炊き出し等の訓練につきましても、有機的に連携させるよう配慮する旨を盛り込みました。

8ページをお開きください。第4章、物資及び資機材の備蓄、整備でございます。住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資及び資機材につきましても、防災に必要な物資や資機材の備蓄と共通するものが多いことから、原則として相互に兼ねることを明らかにするとともに、特に国民保護において必要となります化学防護服や放射線測定装置等の資機材につきましても、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特

殊な薬品につきましては、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものにつきましては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされております。このため、県としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応することを盛り込みました。

10ページをお開きください。第3編、武力攻撃事態等への対処です。ここにおきましては、県国民保護対策本部の設置、警報、避難及び救援の実施などの県、市及び町の対応。指定公共機関及び指定地方公共機関による警報等の放送、避難住民の運送、医療の実施、電気、ガス事業者による安定的な供給。又、住民の避難、誘導のための交通規制等について定めております。第1章の1 事前配備態勢でございますが、知事は、県内外において、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握したときにおいて、速やかに必要な事前配備態勢をとることといたしました。市及び町におきましても県に準じた体制をとるようにお願いしていくつもりでございます。

第2章、県対策本部の設置でございます。知事は国の対策本部長から指定の通知を受けたときは、県庁に対策本部を設置するとともに、直ちに市町長、指定地方公共機関等の関係機関に対し、県対策本部を設置した旨を通知することとし、又、県対策本部長の総合調整につきましては、県及び関係の市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができることを明らかにしました。

なお、この県対策本部長が行う総合調整につきましては、法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市及び町並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性や自律性に配慮することを盛り込んでございます。

12ページをお開きください。10、住民への協力要請でございます。県は、国民保護措置を実施するに当たり、住民に対し、避難住民の誘導あるいは救援、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の援助について協力を要請することとしました。この場合、その協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたらないように留意するとともに、協力者の安全確保に十分留意することを明らかにしました。特に援助の内容につきましては計画の中に具体的に盛り込むこととしております。

13ページをお開きください。第4章 第1の警報の通知等でございます。知事は、総務大臣から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市町長、県公安委員会、県教育委員会、指定地方公共機関等関係機関に通知することとし、実際に伝達を行うこととなります市町長の警報伝達については、具体的には、市町長は知事から警報の通知を受けたときは、速やかに住民及び関係のあ

る公私の団体に伝達するものとする。市町長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする」と規定することとしました。

第2の2、避難の指示でございます。知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示することを盛り込むとともに、都市部における住民の避難、あるいは離島、半島、中山間地域などそれぞれの地域特性に応じた住民避難について計画の中に具体的に盛り込むことといたしました。

17ページをお開きください。第5章救援でございます。救援の実施につきましては、 から次のページの にかけて収容施設の供与あるいは炊き出しその他の食品の供与及び飲料水の供給、医療の提供及び助産というような救援事務について行うと定めております。内容としましては、自然災害における災害救助法の措置の内容にほぼ準じております。

次のページをお開きください。2 市町長への委任です。救援は、国民保護法におきましては知事が行うこととされておりますが、現在の自然災害における避難住民を援助する仕組みを活かすことにより、円滑に救援を実施できると考えられることから、知事は、市町長に救援の実施に関する事務を委任し、その旨を通知することとします。その場合、食料、飲料水、医療等の提供において、市及び町での対応が難しい場合、必要な支援を行うことを明記することとしました。

20ページをお開きください。第6章 安否情報の収集・提供についてでございます。知事は、市及び町長から報告された安否情報を整理するほか、平素から把握している県が管理する医療機関あるいは学校等から、情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行うこととしまして、県は、安否情報を保有する運送機関、医療機関等に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請することを計画の中に盛り込むことといたしました。

次のページをお開きください。この安否情報につきましては、個人の情報であることにかんがみまして、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データを確実に保管する等、その管理の徹底を図ることを計画の中で明記しております。

次に、22ページをお開きください。第2のところでございます。生活関連等施設の内、特に対応が難しい武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処です。まず武力攻撃原子力災害への対処につきましては、県は、原則として、県地域防災計画（原子力対策編）に準じた措置を講ずること、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等につきましては、次の

ページになりますが、国の対策本部長から通知を受けた場合の連絡あるいは通知について盛り込むとともに、県は、国の対策本部長が応急対策の実施に係る公示をした旨の通知を受けた場合は、緊急時モニタリングを実施すること、さらに住民の避難等の措置として、国の対策本部長による専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示に基づいて住民に対して避難の指示を行い、あるいは避難の指示を待ついとまがない場合は、知事の判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置をすることを明記いたしました。

24ページをお開きください。2 NBC攻撃による災害の対処でございます。県は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処につきましては、国による対処基本方針を踏まえた対応を行うことを基本といたしました。具体的には、応急措置の実施として、知事は、NBC攻撃が行われた場合においては、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避の指示を行う。また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行うことなどを盛り込んでおります。

28ページをご覧ください。第11章 交通規制です。住民の避難、救援物資の搬送などのために、交通路を確保することは重要であるため、県公安委員会は、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たることとします。また、国の対策本部長により道路の優先利用を定めた利用指針が定められた場合には、その利用指針を踏まえ、適切に行うことを盛り込んだところでございます。

29ページをお開きください。第4編の第3章 国民保護措置に要した費用の支弁でございます。県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したのものについて、具体的には、住民の避難あるいは救援、武力攻撃災害の対応に要する経費などは、国で負担するため、国に対して負担金の請求を行うことといたしました。また、損失補償、実費弁償あるいは損害補償等について、そして次のページにあります。知事の総合調整及び指示によります損失の補てんにつきましては、それぞれ補てんを行う旨をこの計画の中で盛り込むことといたしました。

次に31ページをお開きください。第5編 緊急対処事態への対処です。緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態への対処につきましては、警報の通知及び伝達を除き、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行うことを盛り込みました。以上、説明を終わります。

質疑応答：なし

意見：なし

<会長 石川 嘉延 静岡県知事>

それではご意見もないようですので、県が作成し、只今概要をご説明いたしました静岡県国民保護計画（案）につきまして、当協議会として適当であると認めるといふことにいたしたいと思ひます。

協議事項

静岡県国民保護計画（案）に関する協議会意見（答申）について

<会長 石川 嘉延 静岡県知事>

お手元に協議会意見（答申）をお配りしてあると思ひます。

この答申書（案）について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

質疑応答：なし

意見：なし

県国民保護計画（案）を異存なしと認めていただいたわけでございますので、協議会意見についても異存がないと思ひますが、そのように理解してよろしいですか。では、そのように承認をしていただいたということでございます。

これによりまして、この協議会として知事宛てに答申を行うとともに、委員の皆様には、後日、答申書の写しを送付いたします。

報告事項

市町村国民保護モデル計画（消防庁作成）について（資料5～6）

<曾田尚寿 県防災政策室副参事>

資料5、「市町村国民保護モデル計画」をご覧いただきたいと思ひます。

この市町村モデル計画は、消防庁において、市町村が国民保護計画を作成する際の技術的な助言として作成したものでありまして、今年1月31日、先月の31日に公表されましたので、その概要について簡単に報告いたします。

モデル計画の内容といたしましては、昨年3月に消防庁が作成しました都道府県の国民保護モデル計画の構成あるいは考え方等と整合性を確保しているため、現在、ご審議いただいております県の国民保護計画とも、救援の市町への委任の部分を除きまして、ほぼ整合性が取れた内容となっております。

次に、この市町村モデル計画につきまして、特に重要な事項といたしまして、

現地調整所を新たに設けることが盛り込まれましたので、その概要について報告します。

38ページをご覧ください。この現地調整所の役割といたしましては、市町村長が武力攻撃による災害が発生した場合に、その被害の軽減のため、現場における県、消防、警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等の関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、新たに現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行うこととなっております。具体的には、市内の各地区において実施します住民の避難誘導等に対して、現場レベルにおいて、各機関の代表者により、バス等が不足する場合の調整あるいは救助、救急活動、交通規制、住民避難時の医療の実施、誘導員が不足した場合への対応など、現場での関係機関との調整が考えられます。又、関係機関との最新情報の共有を行うことにより、国民保護措置を実施する市町村、消防、警察などの職員の安全確保に活かすことが可能になると考えられ設けられたものでございます。

次に資料6、「避難実施要領のパターンの作成に当たって」をご覧ください。市町村は、県から避難の指示があった時には、住民の避難、誘導のため、避難実施要領を定めることとなります。このため、平素から避難実施要領のパターンを作成し、そのノウハウを養うことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成するようにすることが重要であります。このため、消防庁として、避難実施要領の作成に資するため、避難実施要領の一例及びその避難誘導における留意点を示したものでございます。具体的な内容につきましては、この中に弾道ミサイルによる攻撃あるいはゲリラ・特殊部隊による攻撃、着上陸侵攻の3つの分類の中に7つの一例ということで避難実施要領のパターンについて示されております。来年度には、県内各市町において、国民保護計画を作成することとされております。各関係機関におきましてもご協力をいただきたいと思っておりますので、今後の事務の参考としていただきたいと思います。

なお、県といたしましては、市及び町の国民保護計画の作成を支援するため、消防庁の示しました市町村モデル計画を参考に、現在作成中の県計画との整合も図りながら、今後県版の市町村モデル計画を作成し、支援していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

質疑応答

(委員)

県版の市町モデル計画をお示しいただけるという話ですけれども、だいたいの目途としては、いつ頃を予定していただけるのでしょうか。

(曾田尚寿 県防災政策室副参事)

消防庁の作成したこのモデル計画が先月末に発表されたので、県として検討を初めたばかりではありますが、皆様方の計画の支障にならないようにできるだけ本年度中を目途に作成してまいりたいと考えております。

<会長 石川 嘉延 静岡県知事>

他にご質問等がないようですので、本日の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様方には、ご審議、誠にありがとうございました。静岡県国民保護計画について、4回の審議で大変しっかりしたものができあがったと思います。

今後は、国と協議を行いまして、閣議決定の後に、県としての正式な計画というふうになるわけでございます。そのような手続きを経て決定されました暁には、いざとなった時の指針となりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。本当に色々ありがとうございました

(議事終了 午後3時40分)

平成17年度第4回静岡県国民保護協議会の議事録は、以上のとおり相違ないことを確認する。

平成18年2月 日

(議事録署名人)

委員(名古屋税関清水税関支署長)

印

委員(財団法人静岡県消防協会長)

印